

2

料金後納郵便親展

お願い

開封前にもう一度あて名をご確認ください

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
3丁目5番24号

裏面からゆっくりていねいに開いてください。水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

年金振込通知書

(振込予定日)

令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類

年金

振込先

基礎年金番号

年金コード

※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支所、営業所、出張所等が含まれます。
※2 令和7年4月までの記載がない方は、支払額等の変更が予定されている方です。
※3 下面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

印影

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金振込通知書に係る注意事項等

振込予定日

振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

注意事項

●各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
●特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。

年金から特別徴収する保険料等

●日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。なお、令和6年10月からは個人住民税にあわせて森林環境税を特別徴収しています。
●各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
●国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

⚠

年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、扶養親族等申告書の提出等ができます。
- 働きながら年金を受け取る場合など、条件に応じた年金見込額を試算できます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからアクセスすることができます。

《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- お客様の新たな記録が見つかった、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

詳しくは、

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

スマートフォンからの登録はこちらへ⇒

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/sp_neko/Z06_SP/W_Z0602_SPSCR.do

二次元コード

通知書に関するお問い合わせ

《改定／振込通知書相談チャット等でのお問い合わせ》

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定／振込通知書相談チャット」を開設しています。（24時間対応）
- 年金に関する一般的なお問い合わせについては、日本年金機構ホームページの「**年金Q&A**」をご覧ください。

二次元コード

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

二次元コード

<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

《電話でのお問い合わせ》



ねんきんダイヤル

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は、
(東京) 03-6700-1165

受付時間

月曜日	午前8:30～午後7:00	※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。
火～金曜日	午前8:30～午後5:15	※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日	午前9:30～午後4:00	

※代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。なお、代理人の場合は、通知物の記載内容に限った回答となりますのでご了承ください。
※週の前半やお手元に通知書が届いてから5日間程度は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。

郵便はがき

年金生活者支援給付金に関するお知らせ

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の方は「年金生活者支援給付金」を受け取ることができます。所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

音声コード

※左のマークは音声コードです。
このお知らせに関する内容を
音声で聞くことができます。

